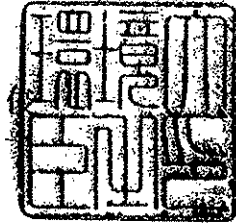


諮問 第 2 1 0 号  
環水大大発第 0 7 0 3 0 1 0 0 1 号  
平成 1 9 年 3 月 1 日

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣  
若林 正



航空機騒音に係る環境基準の改正について (諮問)

環境基本法第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次の通り諮問する。

「航空機騒音に係る環境基準の改正について、貴審議会の意見を求める。」

(諮問理由)

航空機騒音に係る環境基準は、昭和 48 年に告示され、その評価指標は WECPNL を採用しており、これに基づき、対象となる空港周辺において航空機騒音対策が推進されてきたところである。

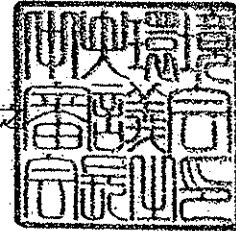
近年、騒音の測定技術が向上したこと、国際的にエネルギーベースの評価指標が採用されていることを踏まえて、評価指標の見直しを行うものである。

以上のことから、航空機騒音に係る環境基準の改正について、中央環境審議会の意見を求めるものである。

中環審第393号  
平成19年3月1日

中央環境審議会騒音振動部会  
部会長 橘 秀樹 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基



航空機騒音に係る環境基準の改正について（付議）

平成19年3月1日付け諮問第210号、環水大大発第070301001号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、騒音振動部会に付議する。